

過大包装と過剰包装について

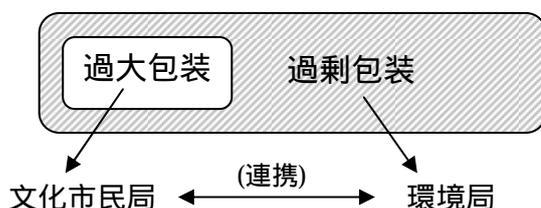
1 過大包装と過剰包装の区分について

消費生活条例及び包装基準では、包装の適正化について定めており、包装の必要性の面から見れば、過大包装は全て過剰包装に当たるとも言えるが、消費者の商品選択に着目して、特に過大包装について具体的な規定を設けている。

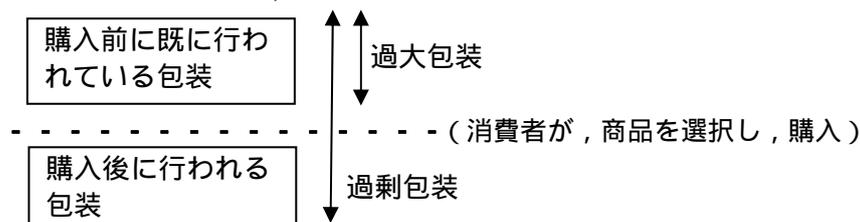
本市では、次の考え方を基本として、過大包装に当たる商品は過剰包装とは区分して取り扱うものであり、過大包装については文化市民局が所管している。

なお、過大包装・過剰包装は、相互に関連する場合があることから、適宜、関係局で連携しながら取組を進めている。

(イメージ1：本市の担当局)



(イメージ2：時系列から見た区分)

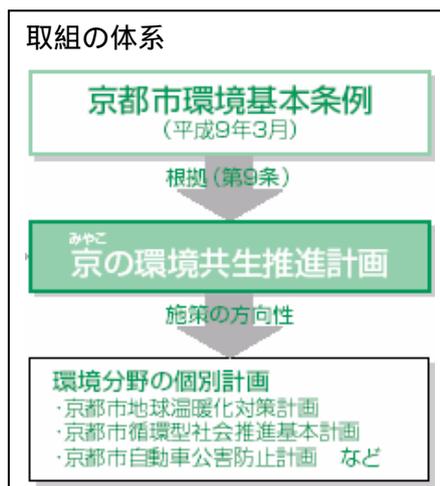


	区分の考え方	例示(包装基準との関係)
過大包装	商品を選択する際に、主として「大きさ」に起因して、優良誤認を与える包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外箱を大きくし、内容品の大きさを誤認させる包装(空間容積、あげぞこ、がくぶち、めがね、あんこ、えんとつ、十二単衣)</li> <li>・包装を豪華にし、内容品を良く見せる包装(包装経費ほか)</li> </ul>
過剰包装	優良誤認を与える包装ではないが、必要な程度を超えている包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品・内容品の保護等が理由の包装・中間包装が、必要と認められない包装(空間容積、包装経費等、過大包装には当たらないが、包装基準2(3)「省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること」を満たさない場合に当たる。)</li> <li>・購入後に行われる包装(レジ袋、箱を包装紙で包む等。運用上、包装基準の適用範囲外と解している。)</li> </ul>

## 2 過剰包装に関する取組について

本市における「過剰包装の追放」については、主として、環境への負荷の少ない環境共生型都市として、ごみ減量を推進する観点から環境局の様々な取組に内包される形で進められており、その取組は、事業者・市民の参加・協力による推進を旨として、規制ではなく、必要な取組を促進する方向で進められている。

包装基準においても「省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること」と規定としているが、本市におけるこの分野での具体的な取組については、環境局等の個別計画による。



京の環境共生推進計画	<p><b>第5章 環境配慮指針</b></p> <p>1 各主体の環境配慮指針</p> <p>(2) 事業者の環境配慮</p> <p>エ ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都 「ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都」に掲げた目標を達成するため、事業活動において、以下のような環境配慮の取組が求められます。</p> <p>使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長期使用できる製品や修理しやすい製品など、環境への負荷が少ない製品の製造・販売、利用に努めます。</p>
------------	--

## 3 環境局と文化市民局の連携について

過大・過剰包装の追放について、年2回、中元・歳暮の贈答時期に、事業者の自主的な取組を喚起するため、環境局と文化市民局の連名で、業界団体等への要請を行っている。(環境局の担当課は、ごみ減量の観点から簡易包装の推進等に取り組んでいる循環企画課)

また、マイシティライフ等の冊子における消費者啓発では、環境への配慮に関する様々な記事を掲載する際に、関連する環境局の取組を紹介する等の手法を用いて、消費者啓発を行っている。